

4. 現行の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位
イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,655 単位	1,655 1月につき
		54 単位	変更なし 1日につき
	事業対象者・要支援2	3,393 単位	3,393 1月につき
		112 単位	112 1日につき
	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で3回以下の利用となった場合 事業対象者・要支援2 ※週2回利用で7回以下の利用となった場合	380 単位 391 単位	380 391 1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	変更なし 1月につき
		所定単位数の 5% 加算	変更なし 1日につき
		所定単位数の 5% 加算	変更なし 1回につき
若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	変更なし
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	変更なし
	事業対象者・要支援2	752 単位減算	変更なし
ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	変更なし
ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	変更なし
ニ 栄養改善加算		150 単位加算	変更なし
ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	変更なし
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算 変更なし
		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算 変更なし
		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算 変更なし
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算 変更なし
ト 事業所評価加算		120 単位加算	変更なし
チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算 変更なし
		事業対象者・要支援2	144 単位加算 変更なし
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算 変更なし
		事業対象者・要支援2	96 単位加算 変更なし
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算 変更なし
		事業対象者・要支援2	48 単位加算 変更なし
リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	変更なし
	運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	変更なし
ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	変更なし 1回につき
ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	変更なし
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	変更なし
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	変更なし
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	変更なし
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	変更なし
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	新設
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	新設

5. 緩和した基準による通所型サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位
イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1		1,490 単位	1,490 1月につき
			49 単位	変更なし 1日につき
	事業対象者・要支援2		3,054 単位	3,054 1月につき
			100 単位	変更なし 1日につき
		事業対象者・要支援1 ※週1回利用で3回以下の利用となった場合	342 単位	342
事業対象者・要支援2 ※週2回利用で7回以下の利用となった場合	352 単位	352	1回につき	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	変更なし	1月につき
		所定単位数の 5% 加算	変更なし	1日につき
		所定単位数の 5% 加算	変更なし	1回につき
若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	変更なし	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	338 単位減算	変更なし	
	事業対象者・要支援2	677 単位減算	変更なし	
ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	変更なし	
ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	変更なし	
ニ 栄養改善加算		150 単位加算	変更なし	
ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	変更なし	
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	変更なし
		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし
		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	変更なし
ト 事業所評価加算		120 単位加算	変更なし	
チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	変更なし
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	96 単位加算	変更なし
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	変更なし
リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	変更なし	
	運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	変更なし	
ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	変更なし	1回につき
ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	変更なし	1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	変更なし	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	変更なし	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	変更なし	
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	変更なし	
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	新設	
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	新設	

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

6. 従前の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービス費 ※(5時間未満)

算定項目			合成 単位数	算定 単位
イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1		1,076 単位	1,076 1月につき
			35 単位	変更なし 1日につき
	事業対象者・要支援2		2,205 単位	2,205 1月につき
			73 単位	73 1日につき
		事業対象者・要支援1 ※週1回利用で3回以下の利用となった場合	247 単位	247 1回につき
事業対象者・要支援2 ※週2回利用で7回以下の利用となった場合	254 単位	254		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	変更なし	1月につき
		所定単位数の 5% 加算	変更なし	1日につき
		所定単位数の 5% 加算	変更なし	1回につき
若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	変更なし	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	338 単位減算	変更なし	
	事業対象者・要支援2	677 単位減算	変更なし	
ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	変更なし	
ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	変更なし	
ニ 栄養改善加算		150 単位加算	変更なし	
ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	変更なし	
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	変更なし
		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし
		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	変更なし
ト 事業所評価加算		120 単位加算	変更なし	
チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	変更なし
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	96 単位加算	変更なし
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	変更なし
リ 生活機能向上連携加算		200 単位加算	変更なし	
	運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	変更なし	
ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	変更なし	1回につき
ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	変更なし	1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	変更なし	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	変更なし	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	変更なし	
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	変更なし	
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	新設	
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	新設	

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

7. 緩和した基準による通所型サービス費 ※(5時間未満)

算定項目			合成 単位数	算定 単位
イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1		968 単位	968 1月につき
			32 単位	変更なし 1日につき
	事業対象者・要支援2		1,985 単位	1,985 1月につき
			65 単位	変更なし 1日につき
	事業対象者・要支援1 ※週1回利用で3回以下の利用となった場合		222 単位	222 1回につき
事業対象者・要支援2 ※週2回利用で7回以下の利用となった場合		229 単位	229 1回につき	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		変更なし	1月につき
	所定単位数の 5% 加算		変更なし	1日につき
	所定単位数の 5% 加算		変更なし	1回につき
若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	変更なし 1月につき
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1		338 単位減算	変更なし
	事業対象者・要支援2		677 単位減算	変更なし
ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	変更なし
ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	変更なし
ニ 栄養改善加算			150 単位加算	変更なし
ホ 口腔機能向上加算			150 単位加算	変更なし
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	変更なし
		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし
		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	変更なし
ト 事業所評価加算			120 単位加算	変更なし
チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	144 単位加算	変更なし
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	96 単位加算	変更なし
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	変更なし
		事業対象者・要支援2	48 単位加算	変更なし
リ 生活機能向上連携加算			200 単位加算	変更なし
	運動器機能向上加算を算定している場合		100 単位加算	変更なし
ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5 単位加算	変更なし 1回につき
ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算	変更なし
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算	変更なし
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算	変更なし
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の	90% 加算	変更なし
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の	80% 加算	変更なし
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算	新設
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算	新設

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

8. 要支援2の方が要支援1程度の利用を行った場合の通所型サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位		
イ 通所型サービス費	要支援2	旧介護予防通所介護相当サービス	1,655 単位	1,655	1月につき	
			54 単位	変更なし	1日につき	
		緩和した基準によるサービス	1,490 単位	1,490	1月につき	
			49 単位	変更なし	1日につき	
		旧介護予防通所介護相当サービス 5時間未満	1,076 単位	1,076	1月につき	
		35 単位	変更なし	1日につき		
		緩和した基準によるサービス 5時間未満	968 単位	968	1月につき	
		32 単位	変更なし	1日につき		
		要支援2 週1回利用で3回以下の 利用となった場合	旧介護予防通所介護相当サービス	380 単位	380	1回につき
		緩和した基準によるサービス	342 単位	342		
	旧介護予防通所介護サービス(5時間未満)	247 単位	247			
		緩和した基準によるサービス(5時間未満)	222 単位	222		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	変更なし	1月につき	
			所定単位数の 5% 加算	変更なし	1日につき	
			所定単位数の 5% 加算	変更なし	1回につき	
若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	変更なし		
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		旧介護予防通所介護相当サービス	376 単位減算	変更なし		
		緩和した基準によるサービス	338 単位減算	変更なし		
		旧介護予防通所介護サービス(5時間未満)	244 単位減算	変更なし		
		緩和した基準によるサービス(5時間未満)	220 単位減算	変更なし		
ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	変更なし		
ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	変更なし		
ニ 栄養改善加算			150 単位加算	変更なし		
ホ 口腔機能向上加算			150 単位加算	変更なし		
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	変更なし	1月につき	
		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし		
		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	変更なし		
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	変更なし		
ト 事業所評価加算			120 単位加算	変更なし		
チ サービス提供体制強化加算	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2	72 単位加算	変更なし		
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援2	48 単位加算	変更なし		
	(4)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2	24 単位加算	変更なし		
	リ 生活機能向上連携加算			200 単位加算	変更なし	
		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	変更なし		
ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5 単位加算	変更なし	1回につき	
ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算	変更なし	1月につき	
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算	変更なし		
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算	変更なし		
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の	90% 加算	変更なし		
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の	80% 加算	変更なし		
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算	新設		
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算	新設		

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。